様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2025年2月10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） しょうじようけいじょう  　　　　　　　　　　　　　一般事業主の氏名又は名称 東海林養鶏場  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （ふりがな）  　　　　　　　　　　　 （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒013-0101　秋田県横手市平鹿町上吉田竹原50  法人番号  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 東海林養鶏場「DX戦略書」 | | 公表日 | 2024年10月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 事業所HPに公表  https://shoji-egg.jp/dx  記載箇所：「DX取組宣言」  「経営理念、経営ビジョン」 | | 記載内容抜粋 | 「DX取組み宣言」抜粋  昨今の鶏卵の需給状況は非常に不安定です。新型コロナウイルスや大規模な高病原性鳥インフルエンザの影響による供給のひっ迫、飼料価格の高騰によるコスト高などにより、価格の優等生と言われた鶏卵の価格の安定も難しくなってきました。加えて、環境問題への対策や人手不足への対応も必要となっています。 また、当養鶏場のある秋田県は2050年までに人口が42%減るという推計が出ており、秋田県内での販売数減少が予想されています。一方で、養鶏業においては、飼料や飼育環境、衛生管理、販売戦略等においてIoTやAI等のデジタル技術やデータを駆使した先端的な新しい経営スタイルが生まれつつあります。 このような状況の中、東海林養鶏場だからこそできる、他がやらない生産、新商品開発や販路開拓、海外進出などを積極的に行っていくには、デジタル技術・データ活用と当養鶏場の変革は必要不可欠だと考えます。  「経営理念」  思いやりを循環させ、人と人をつなぎ、幸せに満ちた世界を作る  私たちの考える思いやりとは、人に対する思いやり、ものに対する思いやり、関係するみんなに対する思いやりなど、あらゆるものに対する思いやりです。ものに対する思いやりを持てば、資源を無駄にせずに有効活用ができますし、買い手に対する思いやりを持てば必然的に良い商品ができあがります。私たちが思いやりを持って商品を作れば、それが世の中に広がり、思いやりの循環を生むきっかけになります。そんないい商品であれば誰かにあげたい、紹介したい、という感情を呼び起こします。私たちの商品がプレゼント、ギフトとして使われたり、口コミを生み出したりすることで、誰かと誰かの関係を作ることができます。  いいものを作り、いい関係性を生み出せれば、きっと世界は幸せに満ちあふれたすばらしいものになるはずだと信じています。  「経営ビジョン」  私たち東海林養鶏場は、 たまごとニワトリの美味しさと可能性を追求した 思いやりの地域連携や循環型農業ＤＸを実践し、 お客様、地域、従業員に笑顔とよろこびを届ける 他にはないユニークな存在として発展していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表者が承認の上、上記内容を公開。  意思決定機関を設けていないため、代表が意思決定の権利を有しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 東海林養鶏場「DX戦略書」 | | 公表日 | 2024年10月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 事業所HPに公表  https://shoji-egg.jp/dx  記載箇所：「DX戦略」 | | 記載内容抜粋 | 私たちは経営ビジョン実現のため、デジタル技術を活用して以下の戦略を実行し、ＤＸを推進します。  DX戦略①  生産管理システムの構築  当養鶏場は日々の生産に関するデータ入力やデータ加工を行う時間がなく、生産量が把握しづらい 状況である。そこで、鶏舎内の状況をリアルタイムで把握し、生産量の見通しの“見える化“を行い 適切な生産予測と最適な販路選択が容易にできるように生産管理システムを構築する。  DX戦略②  販売管理システムの構築  当養鶏場の販売データは各チャネル（店舗・ネット・通販）ごとに独立しており連携していない状 況であるため、各チャネル販売データの一元管理を行い、販売実績と需要予測を把握しトータルで 販売管理を実施する。  DX戦略③  新たな商品開発及び販売形態の構築  販売データやお客様のアンケート分析を行い顧客ニーズを把握し、新たな商品開発及び販売形態を 構築し、たまごの可能性を追求し、お客様に美味しさと笑顔をお届けする。  DX戦略④  環境に配慮した循環型農業の実践  EM もみがら堆肥の利用数を販売管理システムで管理し、連携農業者の農作物の販売強化と環境に 配慮した循環型農業の実践します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 代表者が承認の上、上記内容を公開。  意思決定機関を設けていないため、代表が意思決定の権利を有しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 事業所HPに公表  https://shoji-egg.jp/dx  記載箇所：「DX戦略推進体制および人材の育成」 | | 記載内容抜粋 | 当養鶏場は代表（ DX実務執行総括責任者：東海林肇）を中心とした「DX推進委員会」を設置し、月に1度委員会を開催し、DXを推進します。 また、今後の東海林養鶏場の発展にとってデジタル技術の活用が鍵であるとの認識のもと、 DX 推進委員会を中心にデジタル人材育成を実施します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 事業所HPに公表  https://shoji-egg.jp/dx  記載箇所：「環境整備」 | | 記載内容抜粋 | 当養鶏場は DXを推進するために、既存システムを基にした新規システムの導入やネットワークの構築を進め、養鶏場内のデジタル環境整備を行います。 デジタル技術の活用が当養鶏場の発展の礎であることを認識し、毎年売り上げの 0.3％をデジタル技術に投資します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 東海林養鶏場「DX戦略書」 | | 公表日 | 2024年10月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 事業所HPに公表  https://shoji-egg.jp/dx  記載箇所：「数値目標（ＫＰＩ）」 | | 記載内容抜粋 | 戦略①生産管理システムの構築  ・生産管理システムの開発：2026年までに開発の完成と利用開始  戦略②販売管理システムの構築  ・各チャネル販売データの一元管理：2026年までに販売データの一元管理の完了  ・販売実績と需要予測を把握：2026年までに需要予測の把握  戦略③新たな商品開発及び販売形態の構築  ・アンケート等の分析に基づく、新商品開発・販路開拓：2027年までに新商品開発10件、新規顧客獲得100件  戦略④環境に配慮した循環型農業の実践  ・EM堆肥利用農業者を増やす：2026年までにEM堆肥利用農家数2024年比10％UP |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年10月17日 | | 発信方法 | 事業所HPに公表  https://shoji-egg.jp/dx  記載箇所：「代表（DX実務執行総括責任者）によるメッセージ」 | | 発信内容 | はじめまして、東海林養鶏場の代表東海林肇です。 秋田県横手市にある小さな養鶏場で、名峰鳥海山を仰ぎ、秋には稲穂とりんごがたわわに実る豊かな田園地帯にあります。新型コロナ禍があり、ウクライナ危機があり、能登半島の地震・水害等、激しく変化する先の見えない昨今の社会情勢ですが、そんな中でも明るい未来を目指してDX戦略書をとりまとめました。 まず、生産現場での状態をデジタル化し、生産状況、生産予測をすることにより消費者のニーズにマッチした高品質で安心安全な卵の生産を実践します。 また、卵だけにとらわれない地域連携・循環型農業の新商品を開発・販売していくためにデータやデジタル技術を活用し、常識を超えたお客様とのつながりを目指します。関わる人達の幸せを作るアイディアを形にしてお届けし、地域の賑わいを創り出し地域貢献をしたいと考えております。 東海林養鶏場は、DXに取組むことで美味しくて感動を生むブランド卵や商品を提供し、お客様や地域のみなさまから愛される事業所として他にはないユニークな存在として発展していきたいと思います。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年10月頃　～　2024年10月頃 | | 実施内容 | DX推進指標を用いた課題把握結果：「DX推進指標」自己診断フォーマットver2.4にて自己診断を行い、2024年12月25日にIPAの自己診断結果入力サイトより提出済みです。   受付番号：202412AH00007185 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年10月頃　～　現在 | | 実施内容 | Security Actionの二つ星宣言を実施し、その旨を事業所ホームページに公表しております。  https://shoji-egg.jp/dx  自己宣言ID：41028079672 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。